

特別記事

は最も包括的かつ具体的に検討したものである。

金美紗君学位請求論文審査報告

2 提出論文の構成

序章 本論文の目的

第1節 はじめに

第2節 主張規律研究の目的

1 主張責任論の限界

2 主張規律の意義

第3節 主張規律研究の課題

1 主張規律の実効化

2 アメリカ法との比較の意義

第4節 本論文の構成

第1章 アメリカ法における主張の意義

第1節 本章の目的

1 問題の所在

2 考察の視座

第2節 アメリカにおける民事訴訟手続の沿革

1 コモンロー

2 フィールドコード

第3節 連邦民訴規則における主張の意義

1 プリトリアル手続の拡充

1 はじめに
民事訴訟における審理は、当事者による「主張」と「立証」を二本の主軸として進行する。このうち、後者の立証については、かねてより民事訴訟法の分野における最も中心的なテーマのひとつとして、比較法研究も含めて膨大な研究の蓄積がある。これに対し、もうひとつの主軸であるべき主張については、わが国における従来の研究の蓄積は圧倒的に乏しく、しかも、そうした数少ない研究のほとんどはドイツの抽象性ないし観念性の高い学説に依拠している。こうした中、金美紗君が提出した本論文「民事訴訟における当事者の主張規律」は、アメリカ法における主張規律に関する判例や学説をきわめて広範に調査し、法制度を異にするアメリカの議論をわが国の議論と対応関係をもたせるべく再構築し、もって民事訴訟における主張規律のありべき姿を、わが国におけるこれまでの主張の研究として

2 連邦民事訴訟における主張の意義

第4節 おわりに

第2章 虚偽陳述の規制

第1節 はじめに

1 本章の目的

2 考察対象の限定

第2節 真実宣誓制度

1 真実宣誓制度の系譜

2 真実宣誓制度の現代的意義

第3節 一九三八年当時の確認制度

1 三八年型確認制度の内容

2 実効性の欠如とその要因

3 三八年型確認制度の衰退

第4節 日本法への示唆

第3章 主張の裏づけ義務

第1節 本章の目的

第2節 九三年改正に基づく現行 Rule 11 規定の概観

1 九三年改正型確認制度の内容

2 日本法との比較に際しての留意点

第3節 裏づけ義務とは

1 裏づけ義務の導入

2 裏づけ義務の性質・意義・機能

3 九三年改正における裏づけ義務の継受

第4節 裏づけ義務に関する解釈論

1 裏づけ義務の内容

2 裏づけ義務違反の判断枠組み

第5節 撤回義務

1 八三年改正下における議論状況

2 現行 Rule 11 規定における撤回義務

第6節 日本法への示唆

第4章 主張の説得性

第1節 問題の所在

第2節 連邦民訴規則におけるブリーディングの規律

の概観

1 シンプルかつスピーディーな手続構想

2 原告主張の不備に基づく請求棄却の法理

第3節 伝統的な理論枠組み—ノータイス・ブリー

ディング

1 原告主張の不備についての判断基準

2 ノータイス・ブリーディングの下での主張規律

第4節 新たな理論枠組み—プロセサビリティ・プ

リーディング

- 1 Twombly 判決
 - 2 Iqbal 判決
 - 3 両判決の評価
- 第5節 日本法への示唆
- 第5章 否認陳述の規制
- 第1節 はじめに
 - 1 本章の目的
 - 2 前提概念の整理
- 第2節 否認陳述の方法
- 1 プリーディング書面による主張
 - 2 プリーディングにおける応答の構造
 - 3 否認陳述の種類
- 第3節 否認陳述の規制
- 1 一括否認の補充性
 - 2 不明瞭否認の禁止
 - 3 事後否認の却下
- 第4節 おわりに
- 第6章 日本法における解釈論と運用上の課題
- 第1節 基本的な視座
 - 1 主張規律の実効化の要請
 - 2 実効化のための議論枠組み
- 3 本章の構成
 - 第2節 真実義務
 - 1 真実義務をめぐる議論状況
 - 2 従来議論に対する疑問
 - 3 真実義務論の再検討
- 第3節 主張の合理性および主張の具体化
- 第4節 否認陳述の規制
- 1 否認陳述の規制の必要性
 - 2 従来学説における議論
 - 3 従来議論に対する疑問
- 第5節 総括
- 以上のうち、第2章は法学政治学論究一一二号（「アメリカ連邦民事訴訟規則一一一条における主張規律」、第4章は法学政治学論究一〇四号（「争点整理の初期段階における主張規律」、第5章は法学政治学論究一一〇号（「アメリカ連邦民事訴訟における否認陳述の規制」）に掲載された論考を加筆修正したものであり、そのほかの部分は書き

下ろしである(本文 A 4 用紙二二二頁、約二五万字)。

3 提出論文の内容

序章では、民事訴訟における当事者の主張過程の規律を論ずるに際し、従来の弁論主義から導かれる主張責任から審理過程を派生的に規律しようとするドイツ法に依拠した解釈論に対するものとして、実務における当事者および訴訟代理人の主張活動の実効的な規律が志向されるべき理由と、主張規律の実効化を考察する上でアメリカ法が示唆に富むことを述べる。平成八年に改正されたわが国の現行民法の下では、争点整理手続が、訴訟に費やされる時間の点でも裁判所の心証形成に与える影響の点でも大きな比重を占めるに至っており、主張規律を議論する上では、争点整理過程における当事者の主張活動を実効的に律する機能が要求される。しかし、これまでのわが国における主張規律の研究においては、たとえば、真実義務論において禁止される虚偽陳述の内容が行為規範の要件としての具体性を獲得していないことや、主張具体化の議論における具体性の充足性が審理過程のどの時点を想定しているかが不明瞭であるなど、実効的な法規範としての機能性への配慮は乏しかった。これに対し、アメリカ法では、争点整理過程に

において実務上有効に機能している主張規律が存在するのみならず、主張書面の修正等を命じる決定等がデータベース上に公開されており、それがどのように機能しているかを実証的に検証することが可能である。また、わが国の議論では、主張規律がいつの時点で働く行為規範であるのかは意識されてこなかったが、アメリカ法では、主張規律の内容は争点整理の発展段階に応じて異なっており、手続の進行に応じた規律が議論される。従って、アメリカ法を参照することにより、時間軸を意識したきめ細やかな主張規律を考察することが可能となる。

第1章では、アメリカ法における主張の意義を確認する。日米における訴訟手続は大きく異なるため、アメリカ法を対象とする比較法的考察を行うに際しては、一九三八年連邦民訴規則に至るまでのアメリカ法における主張の位置づけを整理しておく必要がある。コモンローにおける訴訟手続においては、争点整理はプリーディング手続によって行われたことから、伝統的な争点整理は書面の交換のみによって単一争点にたどりつくことであった。一八四八年にニューヨーク州で施行されたフィールドコードは、訴訟形式を廃止するとともに、プリーディング手続における細かな規律を撤廃して簡略化した。フィールドコードの下では、

フリーディング書面は、紛争の内容である具体的事実を単純かつ明快に記載すればよいものとされ、こうした事実の提示という機能を重視したフリーディング手続はファクト・フリーディングと呼ばれた。ただし、フィールドコードの下でも、フリーディング手続は依然として争点整理の中核であり続けた。これに対し、一九三八年に採用された連邦民訴規則は、フリーディングのさらなる簡素化とデイスカヴァリ制度の導入により、こうした従来の訴訟実態を大きく変容させた。連邦民訴規則は、フリーディングの機能を被告および裁判所に対して請求の内容を告知する機能のみに純化した。すなわち、連邦民訴規則の下では、訴訟が提起されると、まず、フリーディング手続において簡単な主張の応酬がなされ、次に、デイスクロージャーおよびデイスカヴァリによる情報および証拠の開示の段階に進み、その後、裁判所と当事者間でプリントライアル・カンファレンスが開かれる。デイスクロージャーおよびデイスカヴァリによる情報および証拠の開示を経ても、重要な事実に関する真の争いが存在しないときは、当事者は裁判所にサマリ・ジャッジメントの申立てをすることができる。以上の手続を総称してプリントライアル手続といい、プリントライアル手続を終了したが和解に至らなかった事件のみがトライ

アルにおける事実審理へと進む。従って、現在のアメリカ法における訴訟手続上の主張としては、訴訟の進捗状況に応じて、フリーディング書面による主張、プリントライアル・カンファレンスにおける主張、サマリ・ジャッジメントの審理手続における主張の三つが手続段階の進展に応じて存在することになる。また、連邦民訴規則の下における主張には、口頭による主張と書面による主張があり、両者は異なる規律が適用される場合もある。

第2章では、わが国におけるドイツ法に由来する真実義務の議論に対応するものとして、アメリカにおける虚偽陳述の規制の問題を検討する。虚偽陳述とは、当事者が、主観的真実に反することを知りながらする事実上の主張である。アメリカでは、フィールドコードの制定を契機として、一九世紀後半になると、多くの州法において「真実宣誓制度 (verification)」が採用されるようになった。真実宣誓制度は、当事者に対し、フリーディング書面の内容が真実であることの宣誓を義務づけるものであり、当事者が故意に虚偽の真実宣誓をした場合には偽証罪が成立する。二〇世紀初頭には、アメリカの過半数を超える州において真実宣誓制度が利用されるようになった。しかし、他方で真実宣誓制度に対しては、虚偽陳述を抑止する実効性の低さ、

正当な主張の萎縮効果、弁護士責任逃れの招来等の批判も生じるようになった。そこで、一九三八年施行の連邦民訴規則では、真実宣誓制度の一般的利用は廃止され、これに代わるものとして、「確証制度 (certification)」が、Rule II として採用された。確証制度は、その後、一九八三年と一九九三年に実質的な改正を経たが、本章の考察対象は、虚偽陳述の規制を直接的に目的とするオリジナルの三八年型確証制度である。三八年型確証制度は、弁護士倫理上の誠実主張義務を明文化することにより、真実宣誓制度よりも不誠実な主張に対する高い抑止効果が期待された。しかし、規制内容の不明瞭さや裁判所の制裁発動に対する消極的姿勢等により、三八年型確証制度の実効性は低いものにとどまり、それが一九八三年の改正につながる。三八年型確証制度がわが国の真実義務論に与える示唆は多いが、特に重要なものとして虚偽陳述禁止という行為規範の不明瞭性がある。三八年型確証制度の下における裁判例によれば、事実の虚偽性に関する当事者の認識レベルには濃淡が存在することが看取されることから、虚偽陳述の禁止を論ずる際には当事者の認識レベルの観点を考慮する必要があると示唆される。

第 3 章では、現行の連邦民訴規則における確証制度の下

における事実上の主張に対する規律を「主張の裏づけ義務」と呼び、その内容を検討する。現行 Rule II は、本人訴訟の当事者および訴訟代理人たる弁護士（当事者ら）の義務として、事実の存否について合理的な範囲で調査をしなければならぬとする義務（調査義務）と、証拠による裏づけのない主張をしてはならないとする義務（確証義務）を課す。このうちの調査義務は、三八年型確証制度には存在せず、一九八三年改正によって導入された。改正前の Rule II の下では、確証義務が果たされたかどうかは、当該弁護士個人の内心における誠実性という主観的な事情に依拠していたことから、確証義務違反の認定は困難であった。しかし、調査義務の導入によって、主張事実について「無知 (empty head)」であることは許されなくなり、合理的な調査による裏づけが必要となった。そして、調査の合理性の有無は、標準的な弁護士を基準として判断されることから、Rule II 違反の認定に客観的な基準が導入されることとなった。なお、一九八三年改正による以上の規律は、事実上の主張のみならず、法律上の主張にも適用される。事実上の主張に対する調査義務の範囲は、自己が主張しようとする有利な事実に限られる。自己に不利益な事実まで調査義務を負うものとする、主張責任の分配と矛

盾した結果を招くからである。調査の結果によって主張に裏づけがあるとの合理的な心証が得られなかったときは、当事者および弁護士は当該主張をしてはならない。この合理的な心証の水準については解釈上の混乱が生じた。そこで、一九九三年改正において、より明確な文言に修正された。まず、訴訟の初期の段階では当事者らの主張を裏づける証拠が手元にあるとは限らないため、将来のディスカヴァリを経て証拠によって裏づけられる見込みがあるとの心証でも足りることが明示された。次に、主として被告側からなされる否認および不知の陳述による事実上の主張についての規律も明文化された。こうした裏づけ義務が適用される時点は、基本的には当事者らが主張書面の提出に先立ち署名をした時である。これに対し、審理途中で裏づけがあるとの心証が不合理になった場合に、主張を撤回しなかったことを理由に制裁を課すことができるかという問題がある。この点につき、当事者はみずからが提出した主張が裏づけを有するか否かを常時追跡しなければならず、裏づけを欠くことが判明すれば自発的に主張を撤回すべきものとする撤回義務（全面的撤回義務）は、否定する見解が多数である。これに対し、当事者らは、以前に提出した主張書面において記述した主張を、再び口頭または書面で提

出しようとする場合に限り、あらためて当該主張が裏づけを有するか否かを検討しなければならず、裏づけを欠くことが判明したときは当該主張の再提出が禁じられるものとする義務（制限的撤回義務）は、これを肯定する見解が多数である。後者の制限的撤回義務は一九九三年改正で採用された。

第4章では、わが国における主張の合理性にほぼ対応する理論として連邦民訴規則一二条(b)(6)における「原告主張の不備に基づく請求棄却の法理」を分析する。これは、原告が提出したプリーディング書面の記述内容だけから、請求が成り立たないことが一見して明らかな場合に、ディスカヴァリ手続に移行することなく請求棄却判決をすることができるものとする制度であり、訴えの早期スクリーニングにおけるゲートキーパーの機能を有する。近年、連邦最高裁は、二〇〇七年の「*wonby*」判決と二〇〇九年の「*Igal*」判決を契機として、「complaint」における原告主張に「説得性 (plausibility)」を要求することとし、ディスカヴァリへと進むゲートを従来よりも狭めた。もともと連邦民訴規則が規律するプリーディング書面の記述内容をめぐっては、学説上、「請求権の発生原因となる具体的事実」が必要であるとする見解（必要説）と、不要とする見解

(不要説) が対立していた。こうした中、連邦最高裁は、一九五七年の Conley 判決において不要説を採用することを明らかにし、ここにノーティス・プリーディング (notice pleading) の実務が確立した。ノーティス・プリーディングの下では、プリーディング書面は相手方に対する告知機能を満たせば足りるため、デイスカヴァリへのゲートは非常に緩やかなものとなる。その後、下級審裁判所においては、ノーティス・プリーディングが妥当する範囲を狭めるような解釈が意図的に採られることもあったが、連邦最高裁は、Conley 判決に従った解釈を採用し続けたため、ノーティス・プリーディングの解釈は半世紀にわたって維持された。しかし、二〇〇七年、連邦最高裁は T.wombly 判決により、Conley 判決を正面から批判し、complaint における原告の主張は「説得的」なものでなければならぬとの判断を示した。この T.wombly 判決が示した新たな基準は、プローザビリティ・プリーディング (plausibility pleading) と呼ばれる。さらに、二〇〇九年に出された Iqbal 判決によって、プローザビリティ・プリーディングはデイスカヴァリ・コストが膨大となる大型事件だけでなく、連邦裁判所における民事事件の全てに妥当するものであることが明言された。プローザビリティ・プリーディ

ングに対する学説の評価は未だに定まっておらず、アメリカにおける議論は模索の中にある。

第5章では、否認陳述の規制について論じる。否認陳述については、争点形成機能が認められることから、わが国ではかねてより、理由付否認の義務づけなどの規律が議論されてきた。アメリカにおいても、否認陳述には争点形成機能が認められており、否認陳述の規制に関して実効性の高い有益な議論が存在する。否認規律の方向性には、否認理由付与の要請と否認対象特定の要請という二つがある。わが国では、主として否認理由付与の要請の側面が論じられてきた。これに対し、アメリカの連邦民訴制度の下においては否認対象特定の要請こそが否認規制の中核を担っている。また、アメリカにおいては、否認陳述の規制の議論は法律上の陳述にも及ぶ。連邦民訴規則の下における否認陳述は、プリトライアル・カンファレンスやサマリ・ジャッジメントの申立ての審理手続などでも観念されるが、本論文では、日本法への示唆の観点等から、プリーディング書面による主張に限定した検討が行われる。アメリカの判例法における否認対象特定の要請を具体化する規律の意味は多様であるが、本論文は、それらを「一括否認の補充性」、「不明瞭否認の禁止」、「事後否認の却下」に整理する。

一括否認とは、原告がプリーディング書面とした主張の一切を否認するものであるが、争点特定には全く役立つため、アメリカの通説・判例は、一括否認は全ての事実を争うことが誠実な意図を有している場合に限り、限られるとして補充的にしか許されないとする。次に、趣旨が不明瞭な陳述形式による否認の適法性について、アメリカでは豊富な議論が存在することを紹介する。具体的には、不明瞭陳述には、連邦民訴規則八条の規定態様以外の応答、条件付否認または条件付自白、書面を引用した否認などがある。次に、事後否認の却下について紹介する。事後否認の却下とは、訴訟の初期段階で明確な否認がなかったために顕在化しなかった争点が手続進行後に持ち出されたときに、当初の否認陳述が不適法と評価される場合をいう。当事者の主張が事後否認の禁止に触れる場合には、当該主張は否認として認められず自白が成立したものと扱われる。

最後の第6章では、アメリカにおける議論から日本法の解釈運用に関して得られる示唆を検討する。すなわち、真実義務、主張の合理性、主張の具体化、否認陳述の規制の各々について、日本法における従来の議論を整理した上で、主張規律の実効化という観点から、アメリカの議論がどのように役立つかの検討を行う。まず、真実義務については、

本論文は、真実義務を道徳倫理の問題ではなく、審理の適正効率の観点から捉えるべきものとし、その観点からは、真実義務を理念的な概念に止めるのではなく、その実効化のための理論を構築する方向性をとるべきものとする。そして、真実義務の実効化のためには、真実義務の内容の明確化が必要であるとし、主観的真実概念に対する疑問、真実義務の発生時期の問題、当事者の調査義務の有無等を指摘する。こうした諸問題に対するアメリカ法からの示唆として、本論文は、連邦民訴規則二一条の裏づけ義務の基礎となった調査義務の導入を提案する。また、調査義務は、事実上の主張のみならず、法律上の主張についても妥当するものとする。次に、主張の合理性については、アメリカにおける説得性の議論の導入には慎重であるべきとする。次に、主張の具体化については、主張の具体化の概念整理や具体化の達成手段の仕分け等が重要であるとする。最後に、否認陳述の規制については、アメリカの議論の分析に示唆されるように、否認理由付与の要請と否認対象特定の要請を明確に仕分けべきとする。そのうえで、わが国における従来の否認理由付与の要請に関する議論については、画一的な義務として構想するの否か、義務の発生根拠をどこに求めるのか等について、議論が錯綜している旨を指

摘する。また、否認対象特定の要請については、わが国では否認理由付与の要請に議論が偏っており、否認対象特定の要請に関する議論自体が乏しいことを指摘する。

4 提出論文の評価

本論文は、民事訴訟における当事者の「主張」の手続規律という、民事訴訟では最も根源的な問題のひとつでありながら、その取扱いの難しさゆえに、わが国ではこれまで十分な研究がなされてこなかったテーマについて、従来の研究に比して格段に包括的かつ具体的な考察を行っている。

こうした難解なテーマに対するアプローチとして、本論文は、アメリカ法における判例や学説を素材とした比較法の手法を用いる。従来の「主張」の研究では、ドイツにおける学説を参照するものがほとんどである。その理由は以下の諸点による。第一に、主張規律の結果は基本的にわが国の判決には現れないため、法律学の王道である判例研究の手法を使うことができない。第二に、わが国の実務界は主張規律に関する問題意識が低いため、実務界からの素材提供を得ることができず、この点でも観念的な研究が中心となる。第三に、「主張」は大陸法の感覚では弁論主義の領域の問題とされるため、弁論主義の母国であるドイツの

学説に研究の大勢が向かう。第四に、アメリカ法の比較法研究の意義は誰もが気付くところであるが、証拠や判決の分野と比べても主張の分野は大陸法と英米法の乖離が大きく、その実行は容易ではない。第五に、アメリカのアカデミズムにおいても、大陸法にいう主張規律というテーマを同様の問題関心の下に取り上げた研究はないため、アメリカ法を素材とする場合には、みずからの手で問題設定を行い、アメリカの議論を再構築して主張規律の問題に仕立て直す必要がある。このように、主張規律の研究は、言うほどに容易い作業ではないが、本論文はいくつかの斬新な着想を用いてこれに成功している。まず、主張規律の結果が判例に現れないという主張研究の最大の障壁につき、アメリカの民事訴訟には大陸法にないブリーディングという手続段階が存在することに着目する。ブリーディング手続は、アメリカの民事訴訟手続における最初期の段階に位置するが、この段階で一定の主張のスクリーニングが行われ、その結果は裁判所の中間判断として公開されるため、分析対象とすべき主張の素材が得られる。本論文は、これらの裁判例の内容を豊富に紹介するとともに、それらを主張規律の観点から再構築しており、わが国の主張研究に対する貢献は大きい。また、次のような工夫もみられる。従来の比

較法研究では、対象国における問題設定がそのまま紹介・分析されるのが普通である。それは、わが国と問題意識を共通にするドイツ法研究のみならず、アメリカ法研究においても例外ではない。これに対し、本論文は、わが国の従来の議論に従って問題設定を行い、アメリカの議論を著者独自の視点で再構築してこれに割り当てることにより、相互の議論を比較可能なものとする。それが最も典型的に現れているのは、連邦民訴規則一一条（いわゆる「Rule 11」）の取扱いである。連邦民訴規則 Rule 11 は有名であり、わが国でも Rule 11 についての先行研究が存在する。しかし、それらの多くは、Rule 11 の内容を単純に紹介するものか、または倫理的な側面から捉えるものである。これに対し、本論文は、Rule 11 の中に主張規律としての側面が潜むことを見出し、その内容を「確証義務」と「調査義務」として抽出する。さらに、同じく Rule 11 の内容であっても、確証義務と調査義務は別個独立に考察すべき規律であることを導く。そして、前者の確証義務については、実質的には大陸法における消極的真實義務と同趣旨であることを指摘し、両者の比較的研究が可能であることを論証する。また、後者の調査義務については、本来、消極的真實義務を下支えすべき規範であるにも関わらず、わが国

では検討が進んでいないことを指摘する。

本論文は、民事訴訟における「主張」を一義的に捉えるのは皮相であるとして、「主張」には多面的な内容が含まれていることを自覚的に論じたものである点でも、先駆的である。わが国の民事訴訟においては、主張が提出されるのは口頭弁論という単一の手続段階であるため、主張をさらに分解して多面的に論じることはされてこなかった。これに対し、アメリカの民事訴訟では、訴訟の進捗状況に応じて、異なる場面における異なる規律に従った主張を觀念することができると、具体的には、訴訟手続の最初期におけるブリーディング書面による主張、デイスカヴァリが終了した後のプリントライアル・カンファレンスにおける主張、トライアルに手続を進める必要性がないと判断される場合のサマリ・ジャッジメントの審理手続における主張である。そして、こうしたアメリカ法の構造に照らして再考してみると、こうした時間軸による主張の多面的な相貌は、わが国の民事訴訟でも同様に觀念しうることが分かる。わが国では、一九九六年の民事訴訟法改正によって争点整理手続が導入された結果、従来の口頭弁論のみという単層的な手続の構造から変化が生じ、争点整理と口頭弁論という多層的な手続段階がみられることとなった。そのため、法律的

には依然として主張は口頭弁論で提出される建前ではあるものの、実質的には争点整理手続の中でも否応なく主張による当事者の攻撃防御が展開される。さらに、その争点整理手続においても、手続開始後の早い段階における主張書面の交換を中心とした段階と、書証の証拠調べと重要な証拠の確認を経た後の段階とでは、おのずから主張規律の基準は同じでよいとはいえない。本論文は、このように主張を時間軸によって多面的に整理した上で、主張規律の主戦場は基本的に訴訟の早い段階を想定したものであるべきことを論じる。こうした筆者の問題意識の背景には、およそ主張の規律は、当事者や弁護士の道徳倫理といった主観的観点から捉えるのではなく、審理の適正効率といった客観的観点から捉えるべきであるとの立場があることは重要である。こうした立場をとることによって、外部から捕捉することが困難な当事者の主観に頼るのではなく、より客観性の高い主張規律の規範を追求していくことが可能となるからである。

本論文のわが国の民事手続法学への貢献として、ドイツの学説に由来する主張規律における諸概念に潜むさまざまな曖昧さの指摘と、それらの諸概念を今後精緻化していくための視座を提供したことも重要である。その第一は、主

張の有理性の理論である。わが国における有理性の研究はドイツの学説に大きく依存しているが、そのドイツと比較しても研究は大きく遅れており、基本的には実体法上の要件事実の充足を問う議論に止まる。これに対し、本論文は、アメリカ連邦民訴規則一二条(b)(6)が定めるプリーディング書面に関する規律が、実質的にはドイツにおける有理性の議論に相当することを初めて指摘する。同規定の解釈については、近年の *Twombly* と *Iqbal* 判決により、伝統的な *Noe* ティス・プリーディングから *Pro* ザビリティ・プリーディングへの転換という連邦最高裁の判例変更が生じている。これらの判例は、有理性の内実として説得性を要求するものであり、わが国では要件事実の充足のみで語られてきた有理性の概念が、不可避的に説得性と無縁ではないられないことを示唆する。第二として、否認陳述の規制がある。わが国では、否認規制は、主として事実上の主張に対する否認における理由づけの義務のみが議論されてきた。これに対し、本論文では、アメリカの議論を分析することにより、否認陳述の規制には、否認理由付与の要請と否認対象特定の要請の二つがあることを指摘する。さらに、否認対象特定の要請を具体化する規律の内実として、「一括否認の補充性」、「不明瞭否認の禁止」、「事後否認の却下」

を抽出することにより、わが国における否認規制の議論がいかにもプリミティブな段階にあるかを、説得的に炙り出している。第三は、真実義務の議論である。わが国では、訴訟上の当事者に対する真実義務の要請は、どちらかといえど手続上の誠実義務の観点が主であった。これに対し、本論文は、真実義務を倫理的な観点ではなく、審理の適正効果の観点から捉えるべきものとする。そして、わが国の真実義務の議論における問題点として、「主観的真実概念に対する疑問」、「真実義務の発生時期の議論の欠如」、「当事者の調査義務に関する問題意識の不在」を挙げる。これらの本論文における紹介や指摘の多くは、わが国では全くと言ってよいほど議論されていないものであり、高く評価されてよい。

しかし、本論文には、以下のような今後に向けての課題もある。まず、手続法における法規範には行為規範と評価規範があるところ、本論文の分析や議論では、それぞれの論点に関していずれの規範が妥当するかが、必ずしも明確にされていない。本論文の各所の記述をみる限り、あるいは筆者はアプリオリに主張規律における規範は論点のいかんを問わず評価規範が望ましいと考えているようにも思われるが、それが常に妥当するか否かを疑うところから考察

を始めるべきであった。すでに、わが国における先行研究においても、たとえば真実義務に関しては評価規範よりも行為規範のほうが望ましいことを前提とした議論が存在する。また、いわゆる手続運営論の観点から、行為規範による規律の積極的価値を再考する必要もあろう。次に、本論文は、主張規律のあらゆる場面における主要論点をほぼ網羅的に論じている点で優れているが、不知陳述の規制についてはほとんど論じていない。不知陳述は、わが国においてもアメリカにおいても、評価規範としては否認陳述とほぼ同様に扱われるが、行為規範の側面ではおのずから異なった規律となる。本論文が不知陳述の考察を怠っていることは、画竜点睛を欠くものとして惜しまれる。最後に、本論文の第6章では、第5章までのアメリカ法の分析を踏まえた上での日本法の解釈運用に対する示唆が論じられているが、その検討内容は、残念ながら問題点の指摘に止まっており、日本法の検討としては決して十分なものとはいえない。

5 結論

本論文には、上記のように問題もないではないが、それはむしろ筆者の将来に向けての課題というべきであり、

本論文の価値を損なうものではない。本論文は、従来の先行研究が乏しい民事訴訟における主張規律という壮大なテーマにつき、過去に例がないレベルで包括的かつ具体的な検討を行ったものとして、また、この分野における先例が少ないアメリカ法による比較法研究を成し遂げたものとして、高い評価が与えられるべきである。よって、審査員一同は、本論文は博士（法学）の学位を授与するのに相応しいものと判断し、ここに報告する。

二〇一八年二月二十六日

主査	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 法学研究科委員・博士（法学）	三木 浩一
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	大濱しのぶ
副査	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 法学博士	三上 威彦

藤山一樹君学位請求論文審査報告

一 問題の所在と分析視角

藤山一樹君が提出した学位請求論文「イギリスの対独『宥和』、一九二四—一九三〇年 ドイツをめぐるヨーロッパ国際秩序の再編」は、イギリスが一九二〇年代後半に展開したヴェルサイユ条約をめぐる対ドイツ政策の形成および対外交渉過程を実証的に分析し、第一次世界大戦後におけるヨーロッパ国際秩序の安定化に、イギリスが果たした役割を検討しようとするものである。

分析対象となるのは第一次大戦後にパリ講和会議で調印されたヴェルサイユ条約、その中でも敗戦国ドイツの無害化を意図して設けられた、占領・軍縮・非武装化の三条項である。戦勝国はドイツの覇権への野望を封じることによって後のヨーロッパ国際秩序を安定化しようとした。ドイツの主権に制約を加える上記三条項はそうした戦勝国の意図を最も明瞭に反映している点で、ヴェルサイユ条約の中核の規定であったと言える。大戦終結後の数年間、連合国は同